

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 幼光保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 佐々木 順信 (管理者)	開設年月日： 昭和 46 年 12月 1日
設置主体：社会福祉法人 光恩福祉会 経営主体：社会福祉法人 光恩福祉会	定員： 120 名 (利用人数) 128 名
所在地：〒861-3101 熊本県上益城郡嘉島町鯉 1 1 7 7 - 4	
連絡先電話番号： 0 9 6 - 2 3 7 - 0 6 0 1	F A X 番号： 0 9 6 - 2 3 7 - 2 7 8 5
ホームページアドレス	<a href="https://www.youkou-hoikuen.jp/">https://www.youkou-hoikuen.jp/</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
生後3か月から就学前の児童保育 延長保育 障がい児保育 地域活動事業	入園歓迎会/花まつり/お見知り遠足/降誕会/祖父母参観/新幹線車両基地見学/お泊り保育/運動会/特別養護老人ホーム訪問/消防署見学/人形劇観劇/成道会/餅つき/おやつ作り/子ども文化会館への体験学習/お楽しみ会/お別れ遠足/幼年消防クラブ活動/内科・歯科・眼科検診/災害及び交通訓練
居室概要	居室以外の施設設備の概要
(本園舎)各保育室・ホール・調理室・食品倉庫・調理員休憩室・園長室・事務室・倉庫・トイレ (第2園舎)各保育室・調乳室・トイレ・調理室・食品倉庫・一時預かり室・支援室・沐浴設備・事務室・倉庫	園庭・遊具・砂場・倉庫・駐車場・組み立て式プール

### 2 施設・事業所の特徴的な取組

浄土真宗本願寺派の教えを基とした『まことの保育』の実践を心がけている。大人が子どもに教えるのではなく、共に『育ち合う』姿勢を大切にしている。毎月1回、園長から子ども達や職員に向けて仏さまのお話をする『法話の日』がある。我々職員が行うのは「指導」ではなく、子ども達が自ら「気づく」ことが出来るように導くこと。このことを念頭に置いて、年間の様々な行事や活動に取り組んでいる。園周辺の豊かな自然を最大限に利用して、菜園活動や散歩を活発に行い、時には公共の交通機関等を利用して遠方での体験学習を行っている。また、「めざましあそび」という知育教材を用い、子ども達が自分の

手や頭を使って楽しみながら数や形や言葉を習得していけるように取り組んでいる。

### 3 評価結果総評

#### 特に評価の高い点

##### ○事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されています。

園長は、これまで嘉島町が設置している「子ども・子育て会議」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」等に委員として参加し、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉ニーズの動向などの把握に努められています。町の出生率の推移や都市計画に伴う人口増加の推計など、ビジョン策定に係るデータは的確に把握されており、保育園の経営状況や改善すべき課題の分析を行われ、毎年度作成されている「主な事業報告」に詳しくまとめ、把握・分析がなされています。

##### 地域や世代間の交流が活発に行われ、子どもたちの多彩な体験が得られています。

消防署などの職場見学、新幹線車両基地見学、ゴミ・空き缶拾いなどの清掃活動、町民会館での発表会、町の消防署の出初式への参加、もちつき、特別養護老人ホームへの慰問や祖父母参観…など、子どもが色々なことにチャレンジする機会を意図的・計画的につくり、社会体験や世代間の交流などの多彩な体験を得られるような取組がされています。

##### ○食事を楽しむことが出来るように工夫しています。

食に関する豊かな経験ができるように、「給食指導年間計画」には、「育てた野菜の収穫を楽しみ食べることの喜びを知る、郷土食を知る」など定められ、毎年度策定している食育計画にも、食事を通して健康や様々な文化、マナーなどを学べるように盛り込まれています。園では、菜園活動を保育課程に係る大きな柱とし、訪問時には西瓜やキュウリなどが実っていました。園独自の献立にも、育てた野菜、果物等を活用した献立を提供しています。5歳児の一泊キャンプ時には、収穫したジャガイモや玉ねぎを使ってカレー作りをするなど、食材や調理について学びながら、子どもたちにとって楽しい宿泊体験になるような取組みを実施されています。

##### ○障がいのある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮した保育をしています。

障がいのある子どもの入園に際しては、入園前に、保護者や本人、看護師、行政の職員など関係者と十分な話し合いをし、それを職員間で共有し受け入れとなっています。園児の個別指導計画書を作成し、健康面に十分に注意しながら、皆と一緒に過ごせるような援助が行われています。複数担任にして、身体のリハビリなど、看護師だけでなく保育士にもできることはないかとの積極的な意見が職員からあがり、研修会を開いて必要な知識や技術を学ぶなど、職員間での協力体制もうかがえました。

保護者同士の連携や、園外活動の新幹線車両基地（富合町）の見学なども一緒に出かけるなど、クラスの間での交流も出ています。

#### 改善を求められる点

##### ○事業計画の内容の充実と周知・理解の工夫に期待します。

毎年度作成される「主な事業報告書」には、運営・経営等に係る分析や環境づくりなど次年度の計画などが記載されていますが、今後はそれらを基にした検討や協議を一層深めて、事業計画の内容が充実されることを期待します。更に、効果的に事業計画を進めるためには、職員や保護者などの連携が大切なので、可能な限りこうした検討プロセスへの参画に努め、より一層の周知・理解を促すための取組の工夫に期待します。

##### 苦情解決の仕組みの工夫に期待します。

苦情解決の体制は苦情解決責任者を「園長」、苦情受付担当者を「主任」とし、第三者委員の設置が整備されています。「保育のしおり」の中に「苦情解決をするための仕組み」を記載し、保護者等への配付が行われており、「お知らせ ご意見・ご要望などのご相談をお受けいたします」を玄関

に掲示して、苦情解決の仕組みを明示されています。保護者等が意見を申し出しやすいように、意見箱を玄関口に設置し、利用者アンケートを毎年度実施しています。保護者からの意見は必要に応じて職員間で話し合いを行い、「意見・要望・苦情受付表」に記録されています。ただし、利用者調査の結果からは、同じ内容について複数の意見・要望が上がっているため、今後は、例えば、「園だより」などを活用して、申し出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでどのような意見・要望があるのかを公表し、その意見に関する園としての考え、対応などを公表するなど、苦情解決の双方向的な対応への仕組みのより一層の工夫・改善が期待されます。

#### 4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(R1.10.16)

今回、第三者評価を受審しようと思ったのは嘉島町に新しい保育園や認定こども園が増えることもあり、一回、客観的な観点から私どもの保育園を見て頂き、自身を持っていい部分と改善すべき部分を明確にし、今後の運営に反映させていこうと思ったためです。自己評価を記入していく中で、足りない部分に幾つも気づかされ、大変多くのことを学ぶことができました。また、全職員及び保護者の方からの率直な意見を聞くことができ、反省すべき点が大変多いことに正直、愕然としています。ハード面など全ての要望や意見に応えていくことは困難な部分もあるのですが、この一つ一つの声を今後の糧として、保育所運営にあたり、「子どもたちの最善の利益のために」尽力していきたいと思います。

この度、職員への説明会から始まり、私どもへ懇切丁寧にご指導くださった九州評価機構の皆さまには感謝の念に堪えません。大変お世話になりました。

(別記)

(公表様式1)

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

### 【保育所版】

#### 評価機関

名 称	NPO法人九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5番22号
評価実施期間	令和元年5月16日～元年10月30日
評価調査者番号	12 - 004
	13 - 002
	18 - 002

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 幼光保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 佐々木 順信 (管理者)	開設年月日： 昭和 46 年 12月 1日
設置主体：社会福祉法人 光恩福祉会 経営主体：社会福祉法人 光恩福祉会	定員： 120 名 (利用人数) 128 名
所在地：〒861-3101 熊本県上益城郡嘉島町鯨1177-4	
連絡先電話番号： 096-237-0601	FAX番号： 096-237-2785
ホームページアドレス	<a href="https://www.youkou-hoikuen.jp/">https://www.youkou-hoikuen.jp/</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
生後3か月から就学前の児童保育 延長保育 障がい児保育 地域活動事業	入園歓迎会/花まつり/お見知り遠足/降誕会/ 祖父母参観/新幹線車両基地見学/お泊り保育/ 運動会/特別養護老人ホーム訪問/消防署見学/ 人形劇観劇/成道会/餅つき/おやつ作り/子 ども文化会館への体験学習/お楽しみ会/お別れ 遠足/幼年消防クラブ活動/内科・歯科・眼科検 診/災害及び交通訓練
居室概要	居室以外の施設設備の概要
(本園舎)各保育室・ホール・調理室・食 品倉庫・調理員休憩室・園長室・事務室・ 倉庫・トイレ (第2園舎)各保育室・調乳室・トイレ・調 理室・食品倉庫・一時預かり室・支援室・ 沐浴設備・事務室・倉庫	園庭・遊具・砂場・倉庫・駐車場・組み立 て式プール

## 職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	8	1 6
主任保育士	1		幼稚園教諭	7	1 0
副主任保育士	3		社会福祉士	1	
保育士	4	1 6	社会福祉主事任用	2	1
調理師	1	2	管理栄養士	1	
管理栄養士	1		調理師	2	2
看護師		1	小学校教諭		3
准看護師		1	看護師		1
事務	1		准看護師		1
保育補助		2	チャイルドケアプラ ス		1
			保育メンタルアドバ イザー		1
			ヘルパー 2 級		1
合 計	1 2	2 2	合 計	2 1	3 7

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

## 2 理念・基本方針

(理 念) 豊かな宗教的情操教育の中で、心身の調和のとれた発達を図り、一人一人の乳幼児が幸せな生活ができる礎を築く。

(基本方針) 仏教保育を通して、心静かに手を合わせ、人や物に感謝する心を育てると共に、命の尊さに気付けるよう導く  
季節感を取り入れた遊びや体験を通して、健康で丈夫な身体作りを目指す

## 3 施設・事業所の特徴的な取組

浄土真宗本願寺派の教えを基とした『まことの保育』の実践を心がけている。大人が子どもに教えるのではなく、共に『育ち合う』姿勢を大切にしている。毎月1回、園長から子ども達や職員に向けて仏さまのお話をする『法話の日』がある。我々職員が行うのは「指導」ではなく、子ども達が自ら「気づく」ことが出来るように導くこと。このことを念頭に置いて、年間の様々な行事や活動に取り組んでいる。園周辺の豊かな自然を最大限に利用して、菜園活動や散歩を活発に行い、時には公共の交通機関等を利用して遠方での体験学習を行っている。また、「めざましあそび」という知育教材を用い、子ども達が自分の手や頭を使って楽しみながら数や形や言葉を習得していけるように取り組んでいる。

#### 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年5月16日（契約日）～ 平成元年10月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（平成 年度）

#### 5 評価結果総評

<p><b>特に評価の高い点</b></p> <p><b>○事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されています。</b> 園長は、これまで嘉島町が設置している「子ども・子育て会議」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」等に委員として参加し、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉ニーズの動向などの把握に努められています。町の出生率の推移や都市計画に伴う人口増加の推計など、ビジョン策定に係るデータは的確に把握されており、保育園の経営状況や改善すべき課題の分析を行われ、毎年度作成されている「主な事業報告」に詳しくまとめ、把握・分析がなされています。</p> <p><b>地域や世代間の交流が活発に行われ、子どもたちの多彩な体験が得られています。</b> 消防署などの職場見学、新幹線車両基地見学、ゴミ・空き缶拾いなどの清掃活動、町民会館での発表会、町の消防署の出初式への参加、もちつき、特別養護老人ホームへの慰問や祖父母参観など、子どもが色々なことにチャレンジする機会を意図的・計画的につくり、社会体験や世代間の交流などの多彩な体験を得られるような取組がされています。</p> <p><b>○食事を楽しむことが出来るように工夫しています。</b> 食に関する豊かな経験ができるように、「給食指導年間計画」には、「育てた野菜の収穫を楽しみ食べることの喜びを知る、郷土食を知る」など定められ、毎年度策定している食育計画にも、食事を通して健康や様々な文化、マナーなどを学べるように盛り込まれています。園では、菜園活動を保育課程に係る大きな柱とし、訪問時には西瓜やキュウリなどが実っていました。園独自の献立にも、育てた野菜、果物等を活用した献立を提供しています。5歳児の一泊キャンプ時には、収穫したジャガイモや玉ねぎを使ってカレー作りをするなど、食材や調理について学びながら、子どもたちにとって楽しい宿泊体験になるような取組みを実施されています。</p> <p><b>○障がいのある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮した保育をしています。</b> 障がいのある子どもの入園に際しては、入園前に、保護者や本人、看護師、行政の職員など関係者と十分な話し合いをし、それを職員間で共有し受け入れとなっています。園児の個別指導計画書を作成し、健康面に十分に注意しながら、皆と一緒に過ごせるような援助が行われています。複数担任にして、身体のリハビリなど、看護師だけでなく保育士にもできることはないかとの積極的な意見が職員からあがり、研修会を開いて必要な知識や技術を学ぶなど、職員間での協力体制もうかがえました。保護者同士の連携や、園外活動の新幹線車両基地（富合町）の見学なども一緒に出かけるなど、クラスの間での交流も出ています。</p>
<p><b>改善を求められる点</b></p> <p><b>○事業計画の内容の充実と周知・理解の工夫に期待します。</b> 毎年度作成される「主な事業報告書」には、運営・経営等に係る分析や環境づくりなど次年度の計画などが記載されていますが、今後はそれらを基にした検討や協議を一層深めて、事業計画の内容が充実されることを期待します。更に、効果的に事業計画を進めるためには、職員や保護者などの連携が大切なので、可能な限りこうした検討プロセスへの参画に努め、より一層の周知・理解を促すための取組の工夫に期待します。</p>

**苦情解決の仕組みの工夫に期待します。**

苦情解決の体制は苦情解決責任者を「園長」、苦情受付担当者を「主任」とし、第三者委員の設置が整備されています。「保育のしおり」の中に「苦情解決をするための仕組み」を記載し、保護者等への配付が行われており、「お知らせ ご意見・ご要望などのご相談をお受けいたします」を玄関に掲示して、苦情解決の仕組みを明示されています。保護者等が意見を申し出しやすいように、意見箱を玄関口に設置し、利用者アンケートを毎年度実施しています。保護者からの意見は必要に応じて職員間で話し合いを行い、「意見・要望・苦情受付表」に記録されています。ただし、利用者調査の結果からは、同じ内容について複数の意見・要望が上がっているため、今後は、例えば、「園だより」などを活用して、申し出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでどのような意見・要望があるのかを公表し、その意見に関する園としての考え、対応などを公表するなど、苦情解決の双方向的な対応への仕組みのより一層の工夫・改善が期待されます。

**6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）**

(R1.10.16)

今回、第三者評価を受審しようと思ったのは嘉島町に新しい保育園や認定こども園が増えることもあり、一回、客観的な観点から私どもの保育園を見て頂き、自身を持っていい部分と改善すべき部分を明確にし、今後の運営に反映させていこうと思ったためです。自己評価を記入していく中で、足りない部分に幾つも気づかされ、大変多くのことを学ぶことができました。また、全職員及び保護者の方からの率直な意見を聞くことができ、反省すべき点が大変多いことに正直、愕然としています。ハード面など全ての要望や意見に応えていくことは困難な部分もあるのですが、この一つ一つの声を今後の糧として、保育所運営にあたり、「子どもたちの最善の利益のために」尽力していきたいと思えます。

この度、職員への説明会から始まり、私どもへ懇切丁寧にご指導くださった九州評価機構の皆さまには感謝の念に堪えません。大変お世話になりました。

(R . . . )

(R . . . )

## 7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	53	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		



## 第三者評価結果

すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

#### - 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - ( 1 ) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	- 1 - ( 1 ) - 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、保育方針は「入園のご案内」や「ホームページ」などに記載がされています。事業所内に置かれていた「保育理念」等の掲示は、熊本地震の際に落下したため、現在は取り除かれています。保護者に対しては、入園時に説明していること、「園だより」にコラム形式で理念、基本方針を絡めた文章の記載など、周知に努められていることがうかがえました。職員に対しては、会議の時や毎年度の「(園の)全体的な計画」の作成を行う時に説明していました。ただし、職員の自己評価の結果からは、理解などが十分でないとの声が上がっています。今後は職員の方の理解をより一層深めるために、例えば周知の方法やわかりやすい資料の作成などの工夫が期待されます。</p>		

#### - 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 2 - ( 1 ) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	- 2 - ( 1 ) - 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長が嘉島町が設置した「子ども・子育て会議」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」に出席し、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉ニーズの動向などの的確な把握に努められています。今後の出生率の推移や都市計画に伴う人口増加の予想などを反映したビジョンは把握されています。保育園の経営状況や改善すべき課題の分析は毎年度作成されている「(～年度)の主な事業報告」にまとめられています。</p>		
3	- 2 - ( 1 ) - 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の経営状況や改善すべき課題について、園長は、毎年度作成されている「(～年度)の主な事業報告」にて具体的な課題や問題点を明らかにし、記載されています。それを使用して理事会で報告をし、経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組が進められています。</p>		

#### - 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 3 - ( 1 ) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	- 3 - ( 1 ) - 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c

<b>&lt;コメント&gt;</b> 中長期計画では、地域の動向として、行政による開発が進み人口増による就学前の児童数の増加と、新たな保育園と認定こども園の増加に伴う、将来に向けた利用者の安定した確保と、それに対応した職員の適切な確保という、2つのビジョン（目標）を示しています。更に、ビジョンを達成するために、経営基盤の安定、事業管理、人事管理の3つを課題として示しています。ただし、計画の実施状況の評価までは至っていません。今後は、例えば、数値目標や具体的な成果などを設定するなどの工夫を行い、計画の実施状況の評価が行えるような仕組みづくりが期待されます。		
5	- 3 - (1) - 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 毎年度、「運営方針・事業計画書」と「主な事業報告」が策定されています。「主な事業報告」の内容は、運営基本方針について、保育内容について、給食運営について、安全管理について、環境面について、家庭・地域について策定され、昨年度の実施状況と評価、今後の目標や予定が策定されています。しかし「運営方針・事業計画」には、これらをまとめた、具体的な計画の記載までは至っていません。今後は、単年度の事業計画の内容の充実が期待されます。		
- 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	- 3 - (2) - 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 毎月の職員会議の場で話し合い、職員からの意見の集約・反映を行い、年度末において次年度の「運営方針・事業計画」及び「主な事業報告」を作成することがうかがえました。ただし、職員の自己評価の結果から、事業計画の周知・理解が十分でないとの声が上がっています。今後は、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めるために、事業計画の職員へ周知・理解を促すための取組の工夫が期待されます。		
7	- 3 - (2) - 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 事業計画は毎年度初めに周知を行われ、保護者の参加あるいは協力を要するものは4月初めにプリントにして配布を行い、前年度と大幅に変わったことについては、その理由を説明しています。園の取組について、昨年（H30年）園のホームページを開設した時には写真の掲載同意を保護者から頂いたりするなど、その都度、保護者への説明と同意を得るように努められていました。今後は、保護者の参加を促す観点から、事業計画そのものではなく、事業計画の主な内容（保育、施設・設備を含む環境の整備などの子どもと保護者の生活に密接にかかわる事項）について、より一層の保護者への周知・理解を促す取組が期待されます。		

#### - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
- 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	- 4 - (1) - 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 「(週の)指導計画」で自己評価、子どもの評価、週の反省が行われ、「(月の)指導計画」で評価・振り返り・改善が行われています。毎月の職員会議で、行事などの反省や保育サービスの検討、改善課題などについて、話し合いが行われています。研修会への参加を行い、必要な時にはすぐに取り入れるように努められています。今後は、保育所全体の自己評価などの計画的な実施・分析する仕組みが、保育所として定められ、組織的に実施される体制を		

整備することが期待されます。		
9	- 4 - ( 1 ) - 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の取り組むべき課題については、指導計画や毎月の職員会議、利用者アンケートなどから把握を行われ、課題の分析や改善策は「(～年度の)主な事業報告」などに具体的に記載されています。今後は、課題の効果的な解決・改善のために、職員間での課題を共有するための仕組みづくりの工夫、及び、職員の参画のもとで改善策や改善計画の策定し、改善のための取組を計画的に行うための仕組みづくりが期待されます。</p>		

## 評価対象 組織の運営管理

### - 1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 1 - ( 1 ) 管理者の責任が明確にされている。		
10	- 1 - ( 1 ) - 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、職員会議や園内研修等を通じ、職員に対し自らの経営・管理に関する方針と取組を示されています。保護者には園だよりや行事の際に自らの役割や責任について伝えられています。有事における役割の権限委任等は「保育安全マニュアル」に明記されています。</p>		
11	- 1 - ( 1 ) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は自ら遵守すべき法令等に関して、最新の内容を把握するために、県や各団体が行う研修会に積極的に参加されています。福祉分野に限らず雇用・労働等のことは社労士など専門家から色々アドバイスを受けて具体的な取組が行われていることがうかがえました。</p>		
- 1 - ( 2 ) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	- 1 - ( 2 ) - 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長と主任が中心となって、各々の専門分野を活かして保育の質の向上のために指導力を発揮されています。園長は「子どものためなら」と、できるだけ子どもたちに関わる時間を作ったり、スタッフが要望を言いやすい雰囲気を作るように努められています。必要に応じて、直接または主任を通して様々なアドバイスや指導が行われています。</p>		
13	- 1 - ( 2 ) - 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は経営に関して会計事務所と契約をし、税理士・社労士などの専門家と相談をしながら経営の改善や業務の実効性を高める取組に努められています。教室間の距離に係る業務改善としてICTを活用し、保育士間の連絡が取りやすくなるようにGPS付きの無線や午睡チェックのルクミーなどの導入など具体的に取組が行われています。</p>		

### - 2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
	- 2 - ( 1 ) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	- 2 - ( 1 ) - 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の確保に積極的に取組まれ、ハローワークや求人サイトの活用、熊本だけでなく九州内の大学・短大等の養成機関にも積極的に求人を行われています。また、現在は「働き方改革」に意欲を持ち、有給休暇の取得の促進や業務のICTの活用など、働きやすい職場づくりを務めています。各クラスには常に定数以上の職員配置を行い、職員の急な休みなどにも対応できるように心がけています。今後は、福祉サービスの提供に関わる専門職の配置や常勤職員と非常勤職員の比率など、必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画の作成が期待されます。</p>		
15	- 2 - ( 1 ) - 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育安全管理マニュアル」の「保育従事者の心得～信頼される保育従事者として～」において、法人として職員に対して期待することはうかがえました。園長は日頃の職員との関わりや職員会議等を通じて、職員の意向・意見の把握を行い、その結果を次年度の職員配置等に反映が行われています。</p> <p>今後は、例えば保育従事者の心得をわかりやすくまとめるなど、園における理念・基本方針にもとづいた「期待する職員像など」を明確にすることが望まれます。</p>		
	- 2 - ( 2 ) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16	- 2 - ( 2 ) - 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では各クラスの職員を常に定数以上配置するように意識しており、病気など急な休みに応えられるように努められています。就業状況はタイムカードを導入して把握し、働き改革に取り組まれています。「帰れる時には早く帰る」や、ベテラン職員に有給休暇を取得するように声掛けするなど、職員にとって働きやすい職場となるように努められています。</p>		
	- 2 - ( 3 ) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	- 2 - ( 3 ) - 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりが効果的に学べるように研修を充実し、職員それぞれの研修の受講歴、担当クラスや現在直面している課題などを考えて、園外研修への参加を促しています。ただし、職員一人ひとりの目標設定までは至っていません。今後は、目標管理に関する仕組みとして、例えば、職員一人ひとりの目標設定を行い、園全体と個人の目標の統合を図り、定期的に面接を行うなど適切に進捗状況の確認をするための仕組みづくりなどが期待されます。</p>		
18	- 2 - ( 3 ) - 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園のあり方や保育課程が大きく変わりつつある現在、計画的・組織的な研修の充実が不可欠となっています。園長や主任が実施している保育内容を踏まえ、職員が効果的に学べるように一人ひとりのこれまでに受けたことのある研修を把握し、担当クラスや現在直面している課題などを考えて、研修の参加を決定・促進しています。</p> <p>今後より一層の教育・研修を高めるためには、求められる職員のあり方を明確にした職員の教育・研修に関する保育園の基本方針を職員の教育・研修の計画として策定し、これに基づく教育・研修が適切に実施されるため、計画の評価と見直しを行われるための仕組みづくりが期待されます。</p>		

19	- 2 - ( 3 ) -	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりの知識、取得状況、研修会への参加履歴を把握されており、職務や必要とする専門的な知識・技術により個々に研修会等への参加促進が行われています。外部研修受講後は研修レポートの提出や職員会議での発表の機会も設け、共有化に努められています。</p>			
- 2 - ( 4 ) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	- 2 - ( 4 ) -	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生については「実習のしおり」「保育実習の受け入れマニュアル」が整備されています。主任を実習担当にし、オリエンテーションなどを行われています。実習生に実習で学びたいことを直接確認し、その意向を取り入れた実習が行われています。</p>			

### - 3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
- 3 - ( 1 ) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	- 3 - ( 1 ) -	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページの活用により、保育理念、保育方針、保育目標等が公開されています。苦情・相談の体制は「園に掲示」や「保育のしおり」に記載されています。園だよりは町役場にも配布されており、地域へ向けての取組も行われています。</p>			
22	- 3 - ( 1 ) -	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、運営の透明性が高まるよう、経営に関して会計事務所と契約をし、毎月、税理士に来てもらい、適正な運営ができているかチェックをしてもらい、社労士などの専門家と必要に応じて相談をしながら運営しています。監査は法人監事二名により行われており、今回第三者評価の受審などの取組が行われています。</p>			

### - 4 地域との交流、地域貢献

			第三者評価結果
- 4 - ( 1 ) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	- 4 - ( 1 ) -	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わり方に係る基本的な考え方は、『「 児童の健全育成に果たす保育所の役割を自覚し、地域の子育てセンターとして日々の保育を努力する。 地域との交流事業として、老人福祉施設訪問など世代間交流。保護者などへの育児講座。地域における異年齢児交流事業。郷土文化伝統事業」これらを推進する』と明確に規定されています。特別養護老人ホームへの慰問活動、美化運動としてゴミ・空き缶拾いなどの清掃活動、町民会館での発表会、町の消防署の出初式への参加、もちつき、消防署などの職場見学、新幹線車両基地見学等、多くの社会的な交流活動が実施されており、地域の人々と子どもとの交流の機会や、子どもが社会体験を積む取組を積極的に進められています。また、地域の子育て支援の一環として定期的に園庭開放の日を設け、そのことを町の広報を通じて町内にお知らせをしたところ、</p>			

<p>毎回2～3組の親子が訪れ保護者同士の交流もあり、時には園の保育士が相談を受けるなど、取組の効果が表れています。</p>		
24	- 4 - ( 1 ) - ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; ボランティアの受入に関して「ボランティア受け入れ規定」が明文化され、受入の前には個人情報保護の説明を行い、同意を得ています。中学生の「職場体験」の受入は毎年行われています。受入の際は主任が担当となり、活動・学習状況の配慮や注意事項などの事前の説明・指導を行い、各クラスの担任により指導がなされています。</p>		
<p>- 4 - ( 2 ) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	- 4 - ( 2 ) - 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 保育の質の向上のためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となり、園では、町役場・保健センター・療育センター・交番・消防署等の関係機関との連携が行われ、必要に応じて相談をされています。関係機関・団体とは定期的な連絡会等も開催されており、例えば、町役場の「基本的な生活習慣をはぐくむ連携カリキュラム作成調整会議」、「健康増進計画・食育推進計画の策定にかかる検討部会」、園児について小・中学校との児童相談所との「個別ケース検討会議」を開催される等の取組が行われています。</p>		
<p>- 4 - ( 3 ) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	- 4 - ( 3 ) - 保育所が有する機能を地域に還元している。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 保育所のスペースを活用して定期的に園庭開放の日を設け、そのことは町の広報を通じて地域の方にお知らせを実施しています。週末には園のピアノを貸して、ピアノ教室の場として提供をなされ、保育所の専門性や特性を活かした育児講座を毎年計画し、地域の保護者や住民に参加の呼びかけをされます。園長は町の「子ども・子育て会議」や「まち・人・しごと会議」にも委員として参加され、社会福祉分野に限らず地域活性化やまちづくりの活動にも熱心に参加しています。</p>		
27	- 4 - ( 3 ) - 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 地域の福祉ニーズは、町の「子ども子育て会議」、「まち・人・しごと会議」、町役場・熊本県地域振興局の保育担当職員との関わり、日々の保護者や地域の方との関わりや、行政主催の研修会などから把握に努められています。園庭や園内施設の利用、育児講座の開催等、継続した取組がなされています。地域から要望が多数ある一時預かり事業については、ニーズが高くて現時点では諸々の事情から実施が難しいことについて、事業報告に載せ、理事会に報告を行い、いつかニーズに応えられるようにしたいと努められています。</p>		

## 評価対象 適切な福祉サービスの実施

### - 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>- 1 - ( 1 ) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	- 1 - ( 1 ) - 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c

<b>&lt;コメント&gt;</b> 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は、「保育理念」に「一人ひとりの幼児が幸せな生活のできる礎を築く」と定められています。「子どもの権利を守るために」具体的に9項目が策定され、毎年度「人権教育年間計画」が策定されています。職員が理解し実践するために研修を行ったり、毎月の会議の時に一人ひとりの子どもについて気になることを話し合ったり、毎月、園長から子ども達に向けて仏さまのお話を聴く『法話の日』があり、一緒に聞いている職員にも法話を通じて理解を深める取組をなされています。			
29	- 1 - ( 1 ) -	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規定は「こどもの権利を守るために」として明文化されています。虐待防止に対しては「虐待対応マニュアル」を策定し、虐待発見のポイント、対応のフローチャートなど整備されています。ホームページ開設時には保護者に写真掲載の説明と同意を行われ、また、ケース会議の議事録には園児名をイニシャルで表示する等、権利擁護に配慮した保育に努められています。			
- 1 - ( 2 ) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	- 1 - ( 2 ) -	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> ホームページを開設し、その中に理念や保育方針、園の特色、園の行事を写真付きでわかりやすく掲載をされています。「入園のしおり」を町役場に、「園だより」を子育て支援センターに、持参して配置をされています。利用希望者が見学に来られた際は、主任などが個別に見学・説明の対応することに努めていることがうかがえました。			
31	- 1 - ( 2 ) -	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 保育の開始にあたっては「入園のご案内」や「保育のしおり（重要事項説明書）」を用いて主任により説明が行われています。「保育のしおり」等は毎年見直しされており、変更点は太字で表す等の工夫がされています。重要事項を記した資料は、園と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に園にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。今後は、重要事項などの説明にあたり、保護者等の同意を得たうえで説明を行った事を書面に残すなどの取組の工夫を期待します。			
32	- 1 - ( 2 ) -	保育所の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 保育園の変更にあたり、保育の継続性に配慮して、園での様子などを記録した文書を作成し情報提供が行われています。保育園利用の終了後も継続して相談できることを口頭で伝えていることがうかがえました。今後は、保育サービスの継続性を確保するために、例えば、園の利用相談方法や担当者について明文化し、文書によって説明を行うなどの取組が期待されます。			
- 1 - ( 3 ) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	- 1 - ( 3 ) -	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 利用者満足を把握する仕組みとして、日々子どもや保護者との関わりの中で把握するよう努められています。毎年度末に保護者に対してアンケートをとり、職員間でアンケートを			

<p>基に話し合いを行い、具体的な改善につながられています。結果は保護者へ報告し、保護者役員会や保護者会には、園長・主任などが出席をし、利用者満足度を把握するように努めていることがうかがえました。</p>		
<p>- 1 -( 4 ) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	- 1 -( 4 )- 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決の体制は「保育のしおり」に「苦情解決をするための仕組み」として記載されています。また、苦情解決の仕組みをわかりやすく明記した「お知らせ ご意見・ご要望などのご相談をお受けいたします」という書類を玄関に掲示されています。保護者等が意見を申し出しやすいように、意見箱を玄関口に設置したり、利用者アンケートを毎年度実施しています。保護者からの意見は必要に応じて職員間で話し合いを行い、「意見・要望・苦情受付表」に記録されています。ただし、利用者調査の結果から、同じ内容についての声が上がっているため、今後は、例えば、申し出た保護者等に不利にならない配慮をたうえでの意見や園の考え、対応の公表などの、より一層の解決の仕組みを工夫することが期待されます。</p>		
35	- 1 -( 4 )- 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          日頃から保護者とのコミュニケーションを図ることにより、何事も早期に対応し、アドバイスや十分な説明を行うことで保護者との信頼関係を深めるように心がけています。相談事のある保護者に対しては、出来るだけ、相談を受ける時間を設けるように努めています。「苦情解決をするための仕組み」では相談する相手が複数選べ、日常的に接する職員以外に、「解決責任者 園長」、「受付担当者 主任」であることを明文化されています。また、第三者委員が必要に応じて話し合いに立ち会うことが明文化されています。いつでも保護者の声を聴けるように、玄関口に意見箱を設置し、毎年、利用者アンケートを実施しています。ただし、保護者アンケートの結果、「先生の顔と名前が一致しない」との声がありました。今後は、より一層の相談や意見を述べやすい環境の整備が期待されます。</p>		
36	- 1 -( 4 )- 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルが策定されています。相談内容も共有できるように記録を取られています。日頃の保護者との対応で把握した相談や意見・要望等、担任だけでは対応できないものは、主任がアドバイスを行い、内容によっては園長も対応する等、組織的な対応がなされています。今後は、相談対応の仕組みをより効果的にものとするため、体制やマニュアルなどの定期的な見直しが期待されます。</p>		
<p>- 1 -( 5 ) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	- 1 -( 5 )- 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          リスクマネジメントに関して、「保育安全管理マニュアル」を策定し、事故を未然に防ぐための取組から、実際に事故が起きた時の対応、再び同じ事故を繰り返さないための取組まで明確にされています。普段のリスクについては、職員間でヒヤリハットの共有や毎月の会議で話し合いが行われています。園庭の大型固定遊具・その他の遊具・各保健室・環境の安全点検と整備も行われています。業者による点検の結果老朽化が指摘された遊具の撤去も行っています。不審者対応訓練を行い、警備会社による講習を受けたり、外部からの侵入者を防ぐために登降口のドアをオートロックとしたり、熊本県警の不審者情報連絡システムに登</p>		



録をするなど、リスクマネジメントの体制づくりに努めています。		
38	- 1 - ( 5 ) - 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症の予防と発生時の対応については「感染症対応マニュアル」が策定されています。職員は、感染症の予防を学ぶためにノロウイルス予防研修会などに参加し、園で保健衛生指導を行い、子ども達に保育士と一緒に丁寧な手洗いを徹底し、家庭でもそのようにしてもらうようお願いをして、習慣づけるように取り組まれています。保護者に対して、毎月の「園だより」に「ほけんだより」を載せて、季節ごとの情報提供をなされています。感染症が発生した場合には、ホワイトボードを利用し、クラス毎の患者数を保護者に情報提供されています。</p>		
39	- 1 - ( 5 ) - 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「地震等防災マニュアル」を策定され、地震、水害に分けて避難方法を定められています。災害時は、園長を総括にし、職員を情報連絡班、安全対策班、救護班、応急物資班、地域班としてあらかじめ職務分担を定めています。総括などが不在時の代行者も定めています。毎月避難・消火訓練を行い、年1回は消防署の立ち合い・指導を受けています。保育室には町の危険マップや避難経路の掲示がされており、食料や備品類等の備蓄は調理担当者によって整備・管理されています。朝から大雨等により町から災害警戒レベル3以上が発令された場合には、保護者への一斉メールやホームページへの掲載により園の対応を迅速に周知する体制が整えられています。</p>		

## - 2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - ( 1 ) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	- 2 - ( 1 ) - 提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の標準的な実施方法については、「保育安全管理マニュアル」の中に「日常保育での配慮・保育環境整備・遊具の安全、遊ばせ方・散歩…」などが定められ、「子どもの権利をまもるため」の中に「子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護」に関わることが定められています。主任などによる個別の指導で職員への周知に努めておられますが、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みづくりまでは至っていません。今後は、標準的な実施方法にそった保育の提供がなされているかを確認する仕組みなどの取組が期待されます。</p>		
41	- 2 - ( 1 ) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育所保育指針」の改定に伴って園全体の見直しや、日頃の保育の見直しや、子どもの安全保育、保育士の業務軽減化を目的とし、職員の意見や他の園のやりかたなどを参考にし、随時見直しに努められていることがうかがえました。標準的な実施方法については、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状と課題を検証し、必要な見直しを行うことが大切です。今後は、定期的に検証や見直しを実施するための仕組みづくりなどの取組が期待されます。</p>		
- 2 - ( 2 ) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		

42	- 2 - ( 2 ) -	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	<input type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画策定の責任者は主任と定められています。入園前に主任が保護者と直接面談をされ、子どもの生活状況や身体の状態等のアセスメントがなされています。その内容は「入園時面談表」、保護者記入による「身体発育記録」等により記録がされています。アレルギー等の配慮が必要な場合は栄養士も参加して協議を実施され、それらを基に指導計画は作成されています。</p>			
43	- 2 - ( 2 ) -	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	<input type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員で保育計画の見直しを行い、年間の保育目標・保育指針や指導計画を話し合われています。月間・週間の計画には会議において評価と見直しを行われ、次の指導計画の作成に活かされています。指導計画を緊急に変更する場合は、園長・主任・副主任・担当で相談し決定するように定めています。</p>			
- 2 - ( 3 ) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	- 2 - ( 3 ) -	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	<input type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達状況や生活状況等は日誌、個人記録等に記載がなされ、主任による確認がされています。日々の状況、保育の実施にあたり留意すべき事項などの情報は、クラス内の共有や職員会議などで全職員間での共有がされています。</p>			
45	- 2 - ( 3 ) -	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<input type="radio"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育のしおり」の中に「幼光保育園における個人情報保護の方針」が定められています。その方針では、子どもの記録を5年間保管、園外の持ち出しは禁止、シュレッダーで廃棄、個人情報の第三者への提供に関する規定などを定めています。ホームページの開設にあたって、写真の掲載について保護者に説明を行い、同意を求め、同意が得られない子どもは掲載しないように配慮に努められています。また、同意が得られても、ゼッケンや名札などで個人を特定できるものが写っていないか、チェックを厳重に行うようにしています。職員に対しては会議などで注意を呼び掛けたり、書類の持ち帰りを禁止したりして、個人情報の保護に努められています。</p>			

## 評価対象

### A - 1 保育内容

		第三者評価結果
A - 1 - ( 1 ) 保育課程の編成		
A	A - 1 - ( 1 ) -	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「まことの保育」を通して、豊かな宗教的情操環境の中で、いのちの尊さにうなづく心を大切に育んでいきたいとの考えから、園の理念、保育の方針や目標を作成し、それに基づいて保育課程（全体的な計画）は編成されています。子どもの心身の発達等に応じて「全体的な計画」は園長・主任が中心になって職員の意見を取り入れ、評価、見直しを行い、次年度の編成に活かされています。</p>		

A - 1 - ( 2 ) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<input type="checkbox"/> A	A - 1 - ( 2 ) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	<input checked="" type="checkbox"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室は掃除や設備点検により子どもの清潔・安全に配慮されています。室内温度などは担任に任されており、子どもの様子をみて調整が行われています。園庭の大型固定遊具、その他の遊具、各保育室、環境の安全点検と整備を行い、早期発見と早期対策に努めています。トイレは清潔にするため、昼と夕方の2回の掃除が行われています。ただし、熊本地震による建物損壊からの雨漏りや保育室以外の共有部分の整理整頓など一部に十分な環境とまでは至っていない箇所があります。今後は、それらに対する早急な取組が期待されます。</p>		
<input type="checkbox"/> A	A - 1 - ( 2 ) - 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>主任が登園時に変わった様子など気になることがあれば保護者から詳しく聞き、担当保育士に伝達するように努めています。普段と変わった様子がある時は、その都度保護者に連絡して家庭での様子を確認するように努めています。園では「子どもの権利を守るために」を明文化しています。「月間指導計画」の環境・援助・配慮のポイントには「一人ひとりの様子を丁寧に」「無理なく気持ちよく過ごせるように」と定めており、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行うように努めていることがうかがえました。</p>		
<input type="checkbox"/> A	A - 1 - ( 2 ) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活習慣の習得にあたって、一人ひとりの子どもの発達にあわせるために、保護者から家庭での状態を確認するなど情報交換を行い、取組むように努めています。出来る限り保育士間で連携を取り、近くで見守り、助言などをしながら教えるように努めています。生活習慣の取得には日々の繰り返しが大切なので、園での取組の状況を保護者に伝え、連携に取組まれています。「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する「元気いっぱい大作戦」にも取組まれており、年1回、家庭での生活習慣等に係るアンケートも実施されています。</p>		
<input type="checkbox"/> A	A - 1 - ( 2 ) - 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	<input checked="" type="checkbox"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の「人権教育年間計画」の中に「子どもが表現したくなるような活動（園外散歩、季節の遊びなど）を十分に保証する。子どもの『～やってみたい』という気持ちを大切にし、見通しをもって、仲間の中で再現し合い、イメージする力と仲間意識を高める」と定めています。おもちゃを何個か出して自分で選ばせたり、落ち着いて本を読みたい時にはスペースを確保されています。園庭の草花や、散歩の時にはしるつめ草やドングリを拾ったり、菜園活動など自然と触れ合う機会を意図的に作られています。子どもの発達に応じた身体面・精神面の育成に向けて毎週火曜日を「体操あそびの日」とし、「0・1歳児は赤ちゃん体操や散歩、2・3歳児はタマちゃんドームの中で思い切り身体を動かす、4・5歳児は体育の専門教師が指導する」など、年齢に応じて思い切り身体を動かし、運動するようになされていることがうかがえました。</p>		
<input type="checkbox"/> A	A - 1 - ( 2 ) - 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<input checked="" type="checkbox"/> a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

親しみのある保育者との一対一の愛着関係を基盤にして、他の子どもへの興味を広げ関わるような働きかけに心がけ、子どもの表情やしぐさ、泣き方などに心を配り、応答的な関わりになるように努め、一人ひとりにゆっくりと関わられるように保育士の数を定数より多く配置するように努めています。転んでもケガがないようにやわらかなマットを敷き、災害の場合には避難しやすい場所に保育室を作っています。午睡チェックセンサーを導入して、より安全となるように、保育士とセンサーの二重チェックをしています。子どもの成長過程を記録し、保護者に連絡帳や送迎時などで報告を行い、離乳食については、保護者と緊密な連携の下、個々の成長に合わせ、栄養士・調理師・保育者で話し合い提供をされています。ただし、保育室の環境面に於いて、0歳児と1歳児が同じフロアで、仕切りが不十分のため、職員の自己評価の結果からは環境などの改善を望む声がありました。今後は、例えば園と職員とで同じフロアでのメリット・デメリットなどを話し合うなど、環境整備の取組の工夫をされることが期待されます。

A	A - 1 - ( 2 ) - 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
---	---	-------

<コメント>

多様な発育状態がみられ個人差が出てくる年齢であることから、職員間でこまめに確認し合い、生活の流れや援助の方法などを共通理解するように努められています。子どもの自我の育ちを見守り、一人ひとりの思いや気持ちを受け止めながら、日々の健康状態や生活リズムを把握し必要に応じて同じクラス内でも活動を分けるなど、安心して過ごせるように努めています。行動の見通しが持てるような言葉掛けやいつも同じ流れで生活を進め、自分から行動しやすいように心がけ、友達に言葉で思いを伝えたり、友達の思いを聞いたりできるように、保育士が側につきそい、仲立ちするようにしています。食事は、一人ひとりの好みを把握し、食べる量を調整して、楽しい雰囲気の中で食べられるようにしています。苦手なものは無理強いせず、自分の思いを大切にしたい援助をするようにしています。褒めることで、基本的な生活習慣が身につく、自分から進んで学習出来るようにしています。保護者と連携した取り組みを行うため、家庭からの連絡は職員間で共通理解をし、同じように丁寧に対応するように努められています。

A	A - 1 - ( 2 ) - 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
---	--	-------

<コメント>

一人ひとりの幼児が伸び伸びと主体的に遊びながら、小学校入学までに思考力や創造力、判断力や日常への応用力がつくように「めざましあそび」を3歳児以上のクラスで導入しています。こどもたちが共同して取り組んでいたことを町民会館で発表会を行い、5歳児は英語の言語劇、4歳児では金子みすゞさんの詩集の群読を行われました。子どもがケンカをしたときは、互いに話し合うように促し、けがをしそうな時はすぐに割って入り、子ども同士で解決するように努められています。体を動かして遊ぶ楽しさを味わえるように、十分な場所を確保したり、新しい遊びを保育士が提案したりしています。

A	A - 1 - ( 2 ) - 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a) b・c
---	--	--------

<コメント>

園では、入園前に保護者や本人、看護師、行政の職員など関係者等から話を伺い、それを職員間で共有をされています。個別の指導計画書を作成し、健康面で十分に注意しながら、皆と一緒に過ごせるような援助がなされています。保護者ともよく連携をとり、園外の新幹線基地の見学などの行事にも一緒に参加できるように努め、環境整備に関しても受け入れ後から何かあれば主任がその都度対応するようにしています。障がいのある子どもに対し、看護師だけでなく保育士もできることはないかとの意見が職員からあがり、研修会も検討される等、職員同士必要な知識や技術を学び合う姿勢もうかがえました。

A	A - 1 - ( 2 ) - 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども達が生活のリズムを保ち健康に過ごしてもらい、疲れたら休めるように体調や表情には気を配るように努められています。疲れている子には休憩するように言葉をかけたり、ゆっくりした活動に誘ったりするなど、子どもがくつろいで安心して過ごせるようにしています。園は二棟あり、本園舎(3・4・5歳児)と第2園舎(0・1・2歳児)と別れていますが、子ども達が安全に過ごすために、早朝と夕方は1つの園舎で一緒に過ごし、異年齢交流の場となっています。引継ぎはメモを多用して正確な情報が伝わるように努めています。しかし、利用者調査の結果からは、送迎に関する不満の声も上がっているため、説明や改善などの適切な取組が期待されます。</p>		
A	A - 1 - ( 2 ) - 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新しい「保育指針」は「小学校との円滑な接続」を重視していますが、本園では小学校との連携として、保幼小連携会の開催、小学校の先生との情報交換が行われています。小学校より授業参観や運動会の参加の案内が来るため、保育士が卒園児の様子を見に行っています。「指導計画」の中に「小学校との連携」が定めてあり、就学に向けての計画的に取組として、配膳体験やお昼寝を減らす等の取組がうかがえました。子どもが通う小学校は複数あるため、それぞれの小学校から見学を受入れ、町の教育支援委員会には主任が出席し、特別支援等、配慮が必要な子どもについての意見を述べる等の取組が行われています。</p>		
A - 1 - ( 3 ) 健康管理		
A	A - 1 - ( 3 ) - 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育安全管理マニュアル」の中に、保健に関する注意事項として「基本的なこと～元気がないときの対応」などが定められています。また「感染症対策マニュアル」では感染症の対策について具体的に定められています。これらのマニュアルと毎年度作成する「保健計画」に基づいて健康管理が行われています。登園時や普段のかかわりの中で視診に努め、気になる時は園の看護師や保護者に報告、相談を行うなどの対応に努められています。保護者に対しては、「保育のしおり」の中に体調管理についての記載があり、年度初めには「保健計画」が配付され、毎月の「園だより」の中で保健に関する情報の提供をされています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、睡眠中の乳児を安全に見守るために「午睡チェックセンサー」を導入し、子ども達の安全を確認するために部屋を少し明るい状態で午睡させ、保育士とチェックセンサーの二重チェックでより安全に見守りができるようにしています。緊急時に備えて、小児対応AEDを両園舎に設置し、心肺蘇生やAEDの使用方の講習を園内で行われています。</p>		
A	A - 1 - ( 3 ) - 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>内科検診を年2回、歯科検診を年1回実施され、その結果は関係職員間で共有されるとともに、保護者には書面にて報告が行われ、異常が見られた場合には保護者に受診・治療を勧められています。身体測定は毎月行い、保護者にも報告し、成長曲線などはパソコンで管理をされています。検診結果に基づき、職員間で話し合いを行い、必要な子ども達には歯磨きを徹底するように努めるなどの取組をされています。</p>		
A	A - 1 - ( 3 ) - アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行って	a・b・c

	いる。	
<コメント> アレルギー疾患、慢性疾患は入園決定後の面談「入園時面談」で把握し、保護者と連携して園での生活に配慮されています。食事の面で除去食等配慮が必要な場合は、主治医より「生活管理指導票」を受け、それに基づいた除去・代替食の提供をされています。食事については、献立は別の保育士も分かるよう配慮され、提供の際には色付き皿・トレー等で対応されています。食事に限らず、アレルギー疾患等個別の対応が必要な場合は医師からの指示等により知識・情報を得るように努められています。		
A - 1 - ( 4 ) 食事		
<input checked="" type="checkbox"/>	A - 1 - ( 4 ) - 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<input type="radio"/> a・b・c
<コメント> 食に関する豊かな経験ができるように、「給食指導年間計画」の中に「育てた野菜の収穫を楽しみ食べることの喜びを知る、郷土食を知る」など定められ、各年度で策定している食育計画にも、食事を通して健康や様々な文化、マナーなどを学べるように定められています。食育については、園の菜園活動を大きな柱とし、訪問時にも菜園には西瓜やキュウリなどが実っており、育てた野菜、果物等を収穫し、それらを活用した献立を園独自に考えられています。5歳児は収穫したジャガイモや玉ねぎを使って、一泊キャンプ時にカレー作りをし、食材や調理過程を楽しんでいます。		
<input checked="" type="checkbox"/>	A - 1 - ( 4 ) - 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	<input type="radio"/> a・b・c
<コメント> 毎月、主任と調理師、栄養士による給食打合わせをし、園の献立を考えています。毎月の会議の場で給食について取上げ、給食時の各組の子ども達の反応、味つけや食材の切り方の他、子どもの年齢に応じ、特に未満児では月齢も考えて保育士との意見交換をされています。管理栄養士や調理師は、随時子ども達の食事の様子を見学に行っています。自分で食べる量を決め、お皿に取り分けるお子様ランチ時のバイキングを行ったり、子どもと保護者のコミュニケーションを高め、食への関心を高めるために献立ケースに給食を展示されています。「給食衛生管理マニュアル」に則った対応や業者による害虫駆除の対応をされています。		

## A - 2 子育て支援

		第三者評価結果
A - 2 - ( 1 ) 家庭との緊密な連携		
<input checked="" type="checkbox"/>	A - 2 - ( 1 ) - 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	<input type="radio"/> a・b・c
<コメント> 生活習慣の習得にあたって、家での習慣を確認し、家庭と異なる場合は子どもの生活習慣の習得としての必要なトレーニングということを保護者に説明して同意を得るなど、家庭との連携に取り組まれています。園と家庭との日常的な情報交換は、連絡帳や送迎時の会話を通して連携を図っています。保護者と子どもの成長を共有できるように、園での生活、行事や活動の様子は「クラス便り」や「園だより」で保護者へ伝えていきます。祖父母参観や餅つき大会など祖父母の方にお手伝いをお願いするなどの取組を行われています。園から家庭への連絡事項は一斉メール等も利用し、災害時の緊急連絡ではホームページへの掲載も行われています。家庭での心配事が保護者より寄せられた場合は、必要に応じ記録に残されています。		
A - 2 - ( 2 ) 保護者等の支援		
<input checked="" type="checkbox"/>	A - 2 - ( 2 ) - 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	<input type="radio"/> a・b・c

<コメント>

保護者との連携として、毎日の送迎や連絡帳などを通じて、家庭環境や保護者の思いを把握するよう努められています。毎年度作成する「人権教育年間計画」の中に「子育てと仕事の両立を日々頑張っている保護者の苦労を思い、気持ちに寄り添う」と定め、日頃から保護者とのコミュニケーションを図り、保護者の方の安心と信頼関係が深まるように努められていることがうかがえました。窓口で苦情用紙を設置し、いつでも保護者の声を聴けるような体制を取っています。相談事のある保護者に対しては、必要に応じて保護者と担任の日程を調整したりして、相談を聞くように時間を設けて対応されています。

A	A - 2 - ( 2 ) -	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
---	-----------------	--	-------

<コメント>

「虐待対応マニュアル」の中に「子どもへの虐待とは」、「虐待における保育園の役割」、「虐待発見のポイント」、「虐待が疑われた時の対応とフローチャート」、「関係機関連絡先一覧」などを定めております。登園してきた時や子どもとの普段の関わりの中で意識して視診を行うようにし、何か異変が見られたら、直ちに主任、園長に報告するようになっています。虐待の疑いがあると判断された時には、町の担当者へ連絡し、今後の対応について助言を頂くように定められています。町とは、虐待等だけでなく、長期欠席等、個別支援が必要と判断される場合の情報の共有がなされており、ケース検討会議へも参加されています。

**A - 3 保育の質の向上**

		第三者評価結果	
A - 3 - ( 1 ) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A	A - 3 - ( 1 ) -	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

<コメント>

1年間の自己評価のチェックシートの代わりに、毎月の指導計画の中の自己評価欄に記録をするようにされています。毎月の会議の時に問題点や疑問点を話し合い、記録を確認した主任などからアドバイスが行われています。ただし、年間の振り返りや保育士等の自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価に繋げるところまでは至っていません。今後は、保育士等の保育実践の振り返りが効果的に行え、自らのスキルアップに繋がるように、例えば、毎月の自己評価を集めて年間の振り返りを行うことなど、1年間の振り返りの実践を行うための取組の工夫が期待されます。更に、職員の保育実践の振り返りを保育所全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組の工夫が行えるような評価サイクルの構築を期待します。

（参考）

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象 ~ ）	27	18	0
内容評価基準（評価対象A）	16	4	0
合 計	43	22	0